

金沢市総合治水対策の推進に関する条例施行規則の制定(案)の概要

1 目的

金沢市総合治水対策の推進に関する条例(平成21年条例第5号。以下「条例」といいます。)が平成21年10月1日から施行されます。この条例により、開発事業の実施にあたっては金沢市(合流式下水道区域の場合は金沢市企業局)と協議し、雨水排水計画書(以下「計画書」といいます。)の提出が必要となります。本規則では、計画書を作成するにあたり、様式、添付書類、適用除外等の必要な事項を定めます。

2 概要

1. 開発事業の雨水排水計画書の提出等について(条例第14条第1項関係)

(1) 雨水排水計画書記載事項について

- ア 計画の区分(新規又は変更)
- イ 開発事業の種別
- ウ 開発事業の場所
- エ 開発事業の目的
- オ 開発事業に係る土地の面積
- カ 開発事業の期間
- キ 設計者の住所及び氏名

(2) 雨水排水計画に関する工事完了届出書記載事項について

- ア 開発事業の種別
- イ 開発事業の場所
- ウ 開発事業の目的
- エ 開発事業に係る土地の面積
- オ 工事完了年月日
- カ 施工者の住所及び氏名

(3) 添付書類について

- ア 位置図
- イ 配置図
- ウ 雨水排水計算書
- エ 排水施設計画平面図
- オ 雨水流出抑制施設の計画図

2. 開発事業の雨水排水計画の協議の適用除外について

条例第14条第2項第1号に規定する通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定める行為は、仮設の建築物その他の工作物の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)とします。

3 施行期日

平成21年10月1日